

議会改革推進会議「検討部会」会議録

平成24年8月30日

亀山市議会

議会改革推進会議「検討部会」会議録

- 1 開催日時 平成24年8月30日(木) 午後2時01分～午後3時16分
- 2 開催場所 第1委員会室
- 3 出席会員
部 会 長 竹 井 道 男
副 部 会 長 服 部 孝 規
部 会 員 森 美和子 岡 本 公 秀 坊 野 洋 昭
前 田 稔 櫻 井 清 蔵
会 長 小 坂 直 親
副 会 長 片 岡 武 男
- 4 欠席会員 なし
- 5 事務局 浦 野 光 雄 白 井 尚 美 松 村 大 山 川 美 香
新 山 さおり
- 6 案 件
1 第6回検討部会の確認事項について
2 株式会社ぎょうせいとの委託契約について
3 議題
①重要な政策の定義
②各種計画策定への議会の関与について
③審議会への委員派遣について
4 その他
- 7 経 過 次のとおり

午後2時01分 開会

○部会長（竹井道男君） それでは、定例会が終わった後、大変お疲れの時間ですけれども、前回お約束して、8月中に開会したいということでお約束しておったんですけれども、なかなか若干日程がとれなかったのと、この後報告いたしますけれども、株式会社ぎょうせいとの委託契約といえますか、いろんなサポートをしていただく契約もできましたので、ぎょうせいのほうへ少し見解をお伺いすると、そんな時間もございましたので、大変おくれてこんな日程になりましたことをお詫びさせていただきます。

それでは、第7回になりますけれども、議会改革推進会議の検討部会をただいまより開催させていただきます。

本日の内容につきまして、お手元に事項書と、それぞれ関連する資料を添付いたしておりますので、それに基づいて進めさせていただきます。

それでは、まず第1点目、前回、第6回の検討部会の確認事項について、事務局より報告いたします。

○議会議務局長（浦野光雄君） それでは、お手元にナンバー1の第6回検討部会確認事項ということで、5月25日に開催いたしました検討部会で企画部と総務部との意見交換の内容をまとめさせていただきますので、朗読させていただきます。

まず1点目の、議会基本条例における重要な政策についてどう考えるかということで、議会基本条例における重要な政策については、広義（施策の方針のみならず、それを実現するための方策、あるいは取り組み、それらを含めた全体）な意味での政策という捉え方をされているという見解である。そのため、例えば後期基本計画においては、基本条例第10条の7つの項目について、可能な限り資料を提出いたし、施策、事業についてもこの中で努力をさせていただいている。議会基本条例という政策は、政策、施策、事業も含めたものであると言われても違和感はないという考え方でございました。

次に2点目、パブリックコメントを行う計画や各種答申に、議会の意見を求めることについての考え方及び答申の位置づけについて。

答申や意見を求める必要性は、まちづくり基本条例には、執行機関は市民の参加及び協働によるまちづくりを進めるよう努めなければならないとされていることや、市民参加という原則もあることから、なるべく多くの方のご意見を聞こうという趣旨で、市民との参加・協働ということである。

議会の関与の考え方については、まずは施策評価を行いたいと考えており、分野別計画がどのような考え方で整理をされており、その中で十分機能しているかどうかということも確認をしていただいた上で判断いただきたいと思っている。25年度から施策評価を行う。

最後の3点目です。各種審議会への議員の派遣要請の背景、考え方につきましては、各種審議会で審議をする重要な事項に対して、市が意思形成をする過程では、幅広い意見を反映させて、住民のコンセンサスを得ていくことは非常に重要であると考えている。市政に対して識見を有する市民の代表である議会の意見を十分反映させるために、各種審議会への議員の派遣は必要であると認識をしている。

議案については、議会の議決が必要であることから、市民の代表である議会の意見が十分反映されて理解が得られるものでなければならないと認識している。議会基本条例の制定により、市長と議

事機関である議会との関係がより明確にされたが、亀山市として最良の意思決定を導くために、今後も引き続き審議会の委員として就任をしていただき、市が意思形成する過程から議会からのご意見をいただきたいと考えている。以上です。

○部会長（竹井道男君） ただいま事務局長より、第6回の検討部会でいろいろヒアリングなり意見交換をしていただきましたが、事務局のほうで内容をまとめたものがこれでありますので、一応これが第6回時点における行政側の見解というふうに確認をしていきたいと思えます。それを受けて、今回、委託をした株式会社ぎょうせいのほうからまた見解をもらっております。この後、議事でこれを進めさせていただきます。

次に、2番目の株式会社ぎょうせいとの委託契約について、これについても事務局長より報告をいたさせます。

○議会事務局長（浦野光雄君） それでは、2点目の株式会社ぎょうせいとの委託契約についてということでございます。

これも、当初予算に予算計上をいたしました議員活動費の中の議会の調査研究運営支援業務委託料でございます。これも、随意契約の形で株式会社ぎょうせいと委託契約を行っております。

業務名は、議会の調査研究運営支援業務委託、契約金額19万9,500円。契約の内容でございます。議会が行う調査・研究に関する資料の収集、それと議会基本条例の改正等に伴う調査及び専門的助言等ということでございます。特に基本条例第20条で、事務局の体制整備というふうにならわっておりますが、それを補完する形で今回契約を交わしてございます。以上でございます。

○部会長（竹井道男君） 委託契約については、代表者会議の中でも少しお話があったかというふうに記憶をいたしております。

もともと、この基本条例をつくる段階で、ぎょうせいのほうが、このときは競争入札でぎょうせいが落札されたということで、その経緯もございましたので、今回は随意契約ということで、連続して、同じ担当の方が今回も来ていただいておりますので、連続して議会改革に関する不明な点とか、調査してほしい点等について、ぎょうせいのほうにお願いするというので、今後も1年間、続けていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

どうぞ、服部副部会長。

○副部会長（服部孝規君） 確認をさせてほしいのは、契約内容で議会が行う調査・研究ということがうたわれているんですけど、これは常任委員会のものも含めてという理解でよろしいですか。それは別ですか。

○部会長（竹井道男君） 狭いんですよ。19万9,500円というお金は、月1遍来るぐらいのレベルです。ですから、本当はもっと幅広く、シンクタンク的に使おうと思うと、この予算をもっと上げて。そうすると、指名競争入札というか一般入札みたいになるんで、ことし1年経験した上で皆さんの意見を頂戴して、幅を広げようということであると、多分指名競争かな。2社ぐらいしかありませんので、そこでは出るだろうと。今回は、ここの会議を中心に考えると。

○議会事務局長（浦野光雄君） 委員会条例の中に参考人制度がございまして、これはそういう専門的な方を委員会として、常任委員会の調査・研究のために専門的な方を呼んで研究したいということであれば、そういう手続もございます。この場合は、旅費だけ、実費弁償だけを支払えば事は足りると思っております。ただ、委員会でどういう方を呼んで、どういうことを研究しということ、議長

に依頼してやる制度がございます。以上です。

○部会長（竹井道男君） 初めての委託契約、条例をつくるときにはっきりしておりましたが、今回初めて委託契約で、少し私たちのわからない部分を支援していただくと。できれば、大学なんかを使ってシンクタンクというようなことも考えられますが、今後またいろいろ皆さんのほうのご意見を頂戴して、なかなか情報収集のできない、それから見解を我々で出し切れないものに対する調査をお願いしようという考え方で、また今後もしもご意見があれば頂戴したいと思います。

とりあえず、随意ということで、少し気にはなります。金額的には随意でできる金額ですので、継続性ということで随意契約でここにお願いをいたしました。

よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○部会長（竹井道男君） それでは、きょうの議題に入らせていただきます。

先ほど第6回の確認事項でも報告いたしました3つの点について、きょう議題を上げさせていただきました。

これについては、1番、2番、3番、それぞれぎょうせいのほうに少し見解を求めておまして、その見解内容も報告がありましたので、ぎょうせいと私と事務局と入りまして、少し意見調整をさせていただきました。その内容を今回は報告させていただいて、ちょうど9月議会も始まりましたので、今回はご説明と、それに対する簡単な質問なり意見があればお伺いするということととめさせていただきます。また、10月にきちとした形で、この3つの項目について形をつけたいと考えておりますので、きょうの会議におきましてはご説明と、それに対する質疑なりご意見を頂戴するというところで進めさせていただきたいというふうに考えております。

それでは、まず1番目の、重要な政策の定義について、ちょっと私のほうから説明をあわせてやらさせていただきます。

お手元に、ぎょうせいのほうからナンバー2という、こういう三角形のものがあります。ただ、これを読んでも非常にわかりづらいというところで、簡単に整理をしますと、事項書の2ページ目の頭のところに書いてございますが、ぎょうせいの見解としては、このピラミッドの上から2つ、政策と施策までが議会基本条例のいう重要な政策になるのではないかと。一番下にあります事務事業ですね。実施事業をやっております。事業については、基本的には理事者側が全部作り込んであるものだろうと。当然その監視評価は議会が責任を持っておりますので、そこは議会で行いますけれども、作り込みに関しては、この部分はもう理事者側の範疇になってくると。ですから、政策、施策を受けて、それから出てくるものが事業なんで、要するに政策、施策をきっちり押さえることが大事ではないのかというふうな説明でした。ですから、議会基本条例でいう重要な政策とは、もうこの上の2つを取り上げさせて運用してほしいという話でした。

そうなりますと、事業をどうするんだと。事業は放っておいていいのかということになります。実は、それが10条の2のほうに、予算・決算の審査については、前項の規定に準じて行う。すなわち前項の規定といたすのは、7つの項目も出しなさいよというふうに10条の2で押さえてありますので、事業については10条2項で予算や決算の審議を通じて求めてないものは求めていきたい、またそれに基づいて議論をするというふうなことで整理をしようかなと。

ですから、このピラミッドの三角形の上の2つを10条の1の重要な政策、一番下の事業について

は10条の2の予算及び決算の審議の中で明らかにするというような区別をしたほうが、よりわかりやすいのではないかと説明でございましたので、ここにそういうふうに書かせていただきました。

何でだと言われても、私もちょっと答えられないと、そういう見解がいいのではないかとということでございました。

先ほどの第6回目の古川部長のお話では、3つ入れてもいいよというような表現でしたけれども、ぎょうせいとしては、3番目の事業は全て理事者のほうに委ねるものではないだろうかという説明がございました。一応それを基準として、亀山市の議会基本条例では、政策・施策が重要な政策、それから予算・決算の中で事業については審査をするというふうな方向性をお願いをいたしたいと考えております。

それから、もう1点、1枚目に戻っていただきまして、10条のところに青字でプリントがしてございます。この下のほうですね。7項目を出せというふうに、今議会は求めております。これは、先ほど局長から、古川部長からも極力資料を渡させていただいたというふうなことだったので、無理やり当て込むとどうなるんだろうということで、これは事務局と私で無理やり整理をして、1枚目の青字で横に書いてある。例えば1番目の政策を必要とする背景、2番目の提案に至るまでの経緯。それはどこにそんな資料はあるんだということで、無理やり持ってくるすると、お手元の資料3ですね。こういう資料が渡してあると思います。これが後期基本計画の資料に入っている後期基本計画の見方という資料です。

これで見ますと、極端に言えば、10条の1、2については現状と課題にとりあえず当たるんではないかと。背景とか経緯ですので、それから3はありません。他の自治体の類似する政策、これは全くうたわれておりません。

それから、市民参画の有無というのは、基本計画に関しては総合計画審議会ですべてを議論しておりますので、そこは完全な市民参画になっていると。

それから、総合計画の整合性、これは当然とてありますので、これも当然そうだろうと。

それから財源措置については、この3枚目のところにこういう資料がつけてありますけれども、ここに実施計画の費用が載っております。総事業費と一般財源は幾らだと。こういうものが今提示をされておまして、さらにもう1ページ、細かい表が載っております。これも同じ資料に載っていますけど、これは第1次実施計画をやるとどれだけの費用がかかるという一覧表ももう既に我々の手元に今回出ておりますので、これによって財源措置、簡単にいえば一般財源とその他になりますけれども、財源措置。それから、コストについてはこの一覧表からいけば3年分のコストがもう、要するにかかる経費ですよ。として出ておりますので、ほとんど主要事業に関しては、ほぼこれに似たものが出ているということになりますので、多分、今後私たちが求めるのは、新たに政策が生まれたときですね。何かこんな形で変えたいと言ったときに、この7つのもを求めていくというふうなことになると思います。多分基本構想や後期基本計画におけるものは、今の資料の中で大体ほぼ網羅されていくのではないかと見方をしようかなというふうに考えております。また、ご意見があれば頂戴したいと思います。

それから、もう1つ事務局長と協議した中で、(3)の類似政策というのがうたってありまして、類似政策を比較しなさいというふうなことが書いてあります。これは、どこにも今のところ載っておりません。ただ、それも類似政策ですので、どこか見つけてこないかということになれば、当面、

議会としては三重県内の各市の中でそういう政策があるのかどうかとか、やっているならどんな内容なんだとか、そういうところでやれないだろうか。そうすれば、資料も集めやすいですし、比較もしやすいと。

もっとよその資料が欲しいといったときに、県外へ求めていくというふうなことで、(3)は全く今出されておられませんけれども、議案の中に時々他市はどうなっているかというのが出てきますけれども、ああいうものも今後も求めていくのかどうかということを今後検討してほしいと思います。

ぎょうせいのほうの話を聞くと、市の独自性を持つんだから、他市との比較は要らんというふうな市もあるということを言っている市もあるというようなことも説明しておりましたので、今後、類似政策を見つけるのか、(3)についてはもうなくてもいいんじゃないかと。わざわざ類似政策まで探す必要はないのかというふうな、そんな議論も今後、また皆様のほうには少しお願いしなければならぬのかなと。現段階でやるとすると、県内の市でそういう政策をやっているのかどうか、そういう調査ぐらいはスムーズにできます、議会でもこれは取れますので、そういうことを確認する程度かなと。

(3)は全く今は資料ありませんので、これについては今後検討が要るかなと。残すのか、はたまた一気に削除してしまうのかという議論もお願いしたいというふうに考えております。

ちょっとあちこち飛んで申しわけないですけど、結論を言いますと、政策・施策事業の中で政策・施策を10条の重要な施策として位置づけたほうがいいだろうと。

それから、事業については10条の2、予算・決算の審査においてその内容は明らかにするほうがいいのではないだろうか。

それから、(3)類似政策については、当面、県内の他市の状況の把握程度で進められないだろうか、そんなところがぎょうせいのほうの打ち合わせの中で整理をしたところです。

今の内容で、ご質問等あったらお願いをしたいと思います。

ちょっと、ぎょうせいの資料を見ていただくとわかりづらいんで、事項書のほうに書いておきました。何かご意見がありましたら頂戴をいたしたいと思います。よろしいですかね、考え方だけの整理なんで。

はい、櫻井委員。

○部会員（櫻井清蔵君） ちょっとこの資料2のことで聞きたいんですけど、「亀山の森」って書いてあるわな。木があって林があって森って、これは誰が考えたの。

○部会長（竹井道男君） これは、ぎょうせいのほうです。

○部会員（櫻井清蔵君） 株式会社ぎょうせいが考えたの。

○部会長（竹井道男君） 株式会社ぎょうせいが持ってきた、こういう見方をしてくださいと。何か森があって、林があって、木があると。だから、林まで見てくれという説明でした。

○部会員（櫻井清蔵君） この森がなかったら、林も木もできやんということやね。

○部会長（竹井道男君） そういうことです。

○部会員（櫻井清蔵君） 今の現実がそうや。森がない。

○部会長（竹井道男君） もう1つ、後でその他でちょっと言わせていただこうと思ったんですけど、実は森となる基本構想を、もうつくらなくてもいいというふうになったんです、自治法の改正で。今、無理やり残してある。ですから、今後、5年後に森となる政策が、市がつくるのかどうかということ

も絡んでまいります。この前、総務部長に聞いたら、今のところ何も検討してないと、まだ今の段階ではね。なくてもいいようになったんです。ですから、長期的な5年、10年の計画がなくても、国のほうはつくらなくてもいいというふうに言っていますので、その辺の議論がどうするのか。

この前、北勢5市の研修のときに、基本構想をつくれって、基本条例に入れたらいいんだというふうなことを先生がおっしゃったんですけど、それはちょっとやり過ぎだろうと。ですから、今だとまちづくり基本条例の中に、例えば長期ビジョンを示せとか、長期計画をつくれと入れ込めば、それを引っ張って我々は審議するという方法がとれると。ですから、ぜひ皆さんのほうには、また今後のこともありますので、少し頭の隅に残していただいて、5年後に向けて、もし市が基本構想とかをつくらなくて、事業だけを打ち出したときに、今つくっている条例は全く意味をなさなくなってしまうので、今櫻井委員がおっしゃいました森がなくなる危険性は非常にあると。林と木だけの可能性もありますので、その辺の議論も、今後、議会としても少し重ねていく必要があると。課題としてですね。これも事務局のほうに課題としてお返し、多分議会も5年後まで引きずらなかんということ。

はい、櫻井委員。

○部会員（櫻井清蔵君） だから、市長なる者の考え方やわな。方向性はわからん、マニフェストはごちゃごちゃ、大綱は持つとらんし、やり出したらわやくちゃやということやな、そうすると。

○部会長（竹井道男君） まあ基本構想がそれを持っているわけですからね。

ですから、ぎょうせいと言うには、極端には市長が4年ごとにかわるんで、4年ごとにそういう計画があっても決しておかしくはないと。今後、首長がどういう方向をとるのか、つくらなくてもいいということになりましたので、どういう方向をとるのかはよくわからない。だから、鈴鹿市の基本条例は1月にできましたけど、これには議決要件は載っていませんのでね。構想とか、当然あの段階で構想はありませんので、書けなかったんだと思います。だから、ちょっとその辺も含めて、ここの取り扱いをどうするのか。

今の市長どうこうというのではなくて、例えばマニフェストそのものを政策にするような時代が来れば、4年ごとに今度は森がかわるということもあり得るので、これは議会としては注視しておく必要があるのかなと。その歯どめをどうするのかですね。議決というものを。ちょっと厄介な課題を今抱えておるなということですよ。

また、きょうはそういうご意見もあったということにしながら、今後どうするのかという議論も課題として、また重要な案件の、Aがつく案件になってしまいますので、またこれは織り込んでおこうかなあと。

今の段階で、森というのは基本構想、林が基本計画、事業が実施計画になっていますので、一応計画上はあるということです。その姿勢として、今櫻井委員がおっしゃったようなものだと思います。紙に書かれたものは今はあると。これは5年後に森とか林がなくなる危険性はあるということです。今の自治法上、要らなくなりましたので、それをどうするのが次なる課題が生まれてしまうと。

はい、櫻井委員。

○部会員（櫻井清蔵君） それでは、前に戻ってもよろしいか。その確認事項のほうへ戻ってもよろしいかな。

3つの答えをもらおうとるんやけれども、各種審議会の議員の派遣要請の背景、考え方について、ぎょうせいの話は、どうしても議員に就任してもらいたいのでしょ。

○部会長（竹井道男君） それはちょっと後でやりますから。それは議事に入っていますので、ちょっと待ってください。

では、1番目の定義をつくらないかんということ、ぎょうせいのほうに確認をして、ぎょうせいの言うことで丸のみでもないですけども、そういう仕分けで今回はやろうと考えておりますので、一度またお持ち帰り願って、わからない点等ありましたら、また事務局のほうに確認を一緒に同席して議論もしておりますので、とりあえずきょうの段階ではそういう説明で終わらせていただこうと思います。

それから事項書の2点目に、各種計画の参加についてということで、これをちょっと私のほうから6回目のときに確認をしました。そうしたら、この答弁はこの確認書にあるとおり、いいとも悪いとも、施策評価をするので、その後にしてほしいというような答弁でした。これも、ぎょうせいのほうと少し話をしたんですが、なぜ計画をつくるのかという、それから今回の計画は何を求めようとしているのかという入り口の議論をきっちりするほうが議会としてはいいのではないかというふうな話がありました。

今は、出口のほうの話はほとんどありませんので、例えばこの前の行革大綱なんかは、突然全協へ持ってきて、説明で終わってしまうと。それから、各計画でも、常任委員会協議会が突然招集されて、説明されて、ご意見を。ああいう流れを断ち切ろうとすると、まずどんな計画を部が持っていて、どんな内容なんだ、それを改廃するときにはどういう視点で変えるんだというふうな説明を、まず議会は求めておくほうがいいだろうというふうなアドバイスがありました。

それを受けて、ちょっと事務局とも相談、これは議長のほうにもご相談せなあきませんが、11月、5月に所管説明がいつもありますので、所管説明時に、まずその所管する部がどんな計画を持っているのか。そういう説明を受けて、特にことし改廃する計画があれば、その中身の確認をするというふうな流れをつくろうかと。これが前回、こんな表をいただいて、計画と政策が入って、何カ所も丸が入っている表を前回お渡ししましたけれども、ちょっと手元があれば、企画のほうがつくって、施策と計画がどんな関連をしているという、結構20カ所ぐらい入っているやつとか、ありましたけど、ああいう資料から見ても、一回きっちり説明を受けておくという流れができないだろうか。そうすると、5月に聞いておけば、またわかりますので、どんな計画が今後展開されるというのが、これですね。施策に関して結構計画が、1本に1本じゃありませんので、結構絡んでいるので、これを受けて、できればそういう説明からでも入れないだろうか。これは、また議長のほうなり正・副委員長会議のご議論をしていただかなあきませんが、ぎょうせいの言うのは、入り口できっちり押さえておいたほうがいいのではないですかと。出口側でいろいろ言っても、もうできていますもんね、その段階では。

この前の6回目でも、いいよという答弁はいただいておりませんので、見解は。ですから、まず入り口側の議論として、所管説明時にそういうことを求めていくような考え方で少し整理をしながら、特にことし改廃するものは丁寧に聞いておくと。入り口の段階で聞くと。それか、出口で説明を受けると、ちょっとその流れができれば、関与も少しずつできるのではないかと、そんなような印象を持ちましたので、そこは提案だけにしておきましたので、またご意見があれば、次回ときに頂戴したいというふうに思います。

これは、また議長のほうとも相談を入れますが、簡単にこちらでつくれるものではありませんので、

ちょっとそういう見解だけ申し述べて、何とか計画に関与できる糸口をつくっていきたいというふうに考えます。

これの件についてご意見があれば、確認事項で。

櫻井委員。

○部会員（櫻井清蔵君） 関ロジと道の駅を指定管理者制度に移行しますよと。いろんな議論をしてきたと。指定管理者制度がまた議会で議決されて、その募集要項について、総務の委員会協議会を開いて、要項の案を一遍議会のほうに、委員会の意見も聞けよということに、かたくなに、まだ募集かける前に議会に示すことはできませんというようなことを言い切ったわけや。それでできましたので、たまたま僕が総務の委員長をやっておるんで、委員長、見とくなはれということで、見やんと言った、俺も。そのかわり、要項に基づいて当然応募をされたことについて、当然議決案件になってくるんで、そのときに文句を言うぞと、必ず。

だから、ひいては担当者の立場になったらどうかかわらんけれども、要項の案を議会である程度意見を言うておけば、ある程度そろったときには、議会のほうからあんまり文句を言えへんよと、そんなことを私は思っておった。かたくなに出さんだもんでな。しっかり構えて来いよとは言うといた。

この間、国保運営委員会に私行かせてもろうたんです。それで、それぞれお医者さんだとか市民の代表の方とか、各種、ほとんどしゃべらんのかな。2時間ぐらいあって、わしが1時間ぐらいしゃべったから。

それで最後に聞き出したことが、国保滞納者の資格証明書の件で聞き出したんです。資格証明書を何人出しておるんやと。今ゼロですと。短期証明書にかえましたと。1月、3月、6カ月だと。その基準表を持つとかんのかと言ったら、皆さん持っていますかと言ったら誰も持ってへんと。誰が決めたんやと言ったら、草川室長が私が決めましたと。おまえ、偉いもんやのうと言ってやった。梅本部長がおったので、市長もおるはずだわな、会長やでさ。こんなことを、わしは23年の何月か知らんけど、わしは知らんぜよと言った。それで決めたのは室長だと。それで一月、三月、6カ月の基準の表があるわけやな。そうすると、その選別は誰がするのだとなる。選考委員会も、国保運営委員会でやるのかと。それすらもわかっておらん。

それを、議会がこんなところに入ってきて、二度と来んぞよと言ってやった。来いといっても行けんけどな、11月で改選なるからな。

だから、そういうような形で、市側は議会が入っておれば、物を言わん会議の審議会の中で物言うのは一部やわな。それで、これは審議会の答申でございましてと言われてはたまったもんじゃないわ。だから、一番最初に言わせてもろうたけど、森がないものが、何が事業だと。パブリックコメントといっても、応募があるのは二、三人やろう。パブリックコメント1カ月やりましたって、応募者は何人来やはったんやと言ったら、私と鈴木議員ともう一人で3名だったというときもあったで、案件は忘れたけど。パブリックコメントやらなあかんとか、格好ええことばっか言うけれども、内容がないわな。内容のないことに金を使うとるんや。何が行政改革や。それも含めて一遍そこら辺頼みますわ。

○部会長（竹井道男君） 3の審議会への意見派遣の部分も若干触れられましたけど、何せ計画が幅広く、今いろんな方針を変えてしているということは、この前の資料でも明確になってきましたし、なかなか私たちが意見を挟む場面というのがほとんど今つくられていないと。それから一番怖いのは答申とかいうものがひとり歩きすると、いかにもそれが行政の案になってしまうという、その辺で私

たちの意見聴取というものも、それはやめよとか、こうせよというのではなく、とりあえず意見聴取の場をつくるというのがまずは目的ですので、特に2の項については、まずは計画を知ることが大事かなと。

それと、当初求めた計画と施策の関係図というのは、1つしかなかったね。1つの施策に1つの計画。ところが、企画でつくったさっきの資料は多岐にわたってぶら下がっていると。ですから、資料だって向こうはそういうふうな出し方をすると。でも、現実には幅が広がっている。その辺の視点も含めて、委員会運営のあり方も絡んでまいりますので、これは、今後、委員会をどういうふうに戻すのかということも、いろんな絡みが来ますので、とりあえず方向性だけ議論させていただいて、あとは議運であったり、正・副委員長会議の中でもうちょっと具体的にmondemoraoかというふうを考えております。

各種計画については、とりあえず入り口できっちり押さえるという方向性をまず出してみようかなと。そこで重要なものについては、委員会側からもどんどん資料を出せとかいうことは言えると思いますので、そういうことも今後できないだろうかぐらいできょうはとめます。また、これはご意見を頂戴して、そういう方向性でやっただろうかということになれば、また議長にお願いをして、正・副委員長会議ですか、多分これはね。常任委員会運営になりますので、そういうところでまた話っていたらどうかかなと。

2については、今櫻井委員がおっしゃいましたが、ちょっと若干審議会とも絡んでおりますけれども、重要な案件もありますしね。重要議案も、ただ常任委員会に来てやるだけでいいのかみたいなことになってまいりますので、重要な議案というのは誰が判断するのかということになってきますし、なかなか難しい面も出てくるので、きょうの段階におきましては、入り口できっちりつかまえる体制づくりを何とかつくり上げていきたい。そのほうがいいんじゃないかなというぎょうせいのアドバイスをいただきましたので、提案だけでとめさせていただいております。また、会派のほうでもご意見があれば、次回、頂戴をいたしたいと思えます。

よろしいですかね、2番の項は。入り口で押さえるということで、少しやりたい。

それから最後に3番目、一番これが理事者となかなかうまく折り合えるかどうかという審議会への議員派遣についてです。これは、ぎょうせいからいただいたやつが的確にここには書いてありまして、これを読めば出すなという結論が書いてあります。ぎょうせいのほうの資料ですね。

特に条例をつくっている団体ほどそういう傾向になりつつあるというふうなことが書いてあります。ですから、基本的に出さないほうがいいんじゃないだろうかという見解でした。

それから、前回の後に、こういう資料がお手元にありますけれども、各部のほうになぜ出しているんだという見解を求めました。ほとんどこれは、さっきの内容どおり、市民の代表である議員の意見を聞きたいということに、当然そうですね。要らないと書くことはありませんので、この内容もほとんど、市民の代表としての議会の声を聞きたいということで来ておりますので、今のところ、理事者側としてはやめるという意思是余りなさそうです。

ですから、この2つの株式会社ぎょうせいのほうはもう出さないほうが今の時代ではないだろうか。特に議案が出されるような審議会等については、やはりそぐわないんじゃないかという結論でしたので、今のところ、この検討部会でもその方向が流れとしては正しいのではないかと、いいのかなというふうなところでとめたいなというふう考えております。

また、これも実は幾らここで決めても、条例に市議会議員と書いたやつがありますので、これを削ってもらわないかんという作業が入ってくると。こちらが勝手に修正するわけにはいきませんので、ですからそういう問題も片側ではありますので、きょうの段階では株式会社ぎょうせいの見解としては、不適切だ、出さないほうがいいたろうということを受けて、議長に入っていて、少し理事者側との調整も必要があるかなと。3つですよ。

資料ナンバー5の内容をちょっと説明してください。

事務局長。

○議会事務局長（浦野光雄君） 資料ナンバー5のカラー刷りのほうを見ていただきたいと思います。

各種審議会・委員会一覧表ということで、真ん中に議会議員と明記されているものということで、条例の中に構成メンバーが市議会議員とうたわれているものが、1の総合計画審議会から2枚目に行くと、9の民生委員推薦会までが条例で位置づけられています。

それから10から12の識見を有する者という形で、議会議員を派遣をしております。

13の公社がその他という形で、監事のほうで副議長が充て職の形で派遣をしております。

それと、この審議会・委員会で議案として上程のあるものという形で、一番右の端が、1番目の総合計画ありと書いてあります。次の都市計画審議会でも都市公園条例、景観条例等が提案されるだろうということで、あと次のページをめくっていただきますと、8番目の廃棄物減量等推進審議会の中で、条例の関係で上程があるだろうということで、とりあえずは議案として上がってくるのは3つの委員会・審議会が関係をしておるといふ形となっております。

それと、10番目の国保ですが、国民健康保険条例の関係、保険料の関係でこの運営協議会でも審議されるものが議案として上がるということでございます。

あと公社の関係は、契約の関係で出てくるという形はあります。

○部会長（竹井道男君） この前、ちょっと忘れていましたように、市議会議員と条例上書いてあるものですね。それから左の法律等でも法必置というものもありますので、それと議員と書かれ、なおかつ議案の提案がある委員会、それからあと議員とは書いてなく識見を有する者で条例として上がってくるだろうという、それは4つなんです。総合計画、都市計画審議会、廃棄物減量、国民健康保険の運営協議会、この4つの委員会が議案として上がってくる委員会と。なおかつ、そのうち3つに市議会議員と書いてあるというところですので、2つのハードルがありまして、まず市議会議員を消せるのかどうかという問題。それがだめなら、私個人的には識見を有する者か何かに変えてもらって、ケース・バイ・ケースでもう一遍考えるか、その辺の調整はちょっとここでもできませんし、事務局同士、または議長が入っていただかないといけない。ただ、方向性としては、もう出さないという方向性を10月でもう一度確認をして、もしそれで出さないような方向性になれば、少し理事者側との調整に入って、どこまでがということを少し議論する必要があるかなというふうに考えております。

今回、前回の議論を整理したものをお出ししましたので、また一度会派へ戻られて、全くゼロという方向に行くのか、いやこの辺は行ったほうがいいんじゃないのかということかを話し合っただければと思います。

岡本委員、どうぞ。

○部会員（岡本公秀君） うちの会派でも、ちょっときょうここへ来る前に話をしておったんですが、委員を出さない方向で話は行っておると僕は言ったんですけども、そうするとまるきり情報が、何

を話ししておるかというのが入らないんじゃないかという意見もうちの会派にはあるんですわ。

だからといって、行った人が必ずみんなにきちっと報告を、こういう話があるという報告があるというわけではないんやけれども、何となくわかってくるというか、そういった面もあるで、だからうちの会派では、一部、まるきり人を全部引き上げると、何をやっておるのかからきしわからんというような状況にならないかという意見もあったことは確かです。

○部会長（竹井道男君） 森委員、どうぞ。

○部会員（森 美和子君） ちょっとずれるかもしれないんですけど、この間、教民で服部委員長がインフルエンザワクチンの医師会との話の中で、すごくいい話を聞いたから、教民で一回という話がありましたよね。そういうのは、そうやって出ていかれて収集した情報なのかなと。そういうところが閉ざされる可能性もあるということですかね。じゃないかなと思うんです。

○部会長（竹井道男君） わかりました。また、ご意見、会派なりに頂戴するようにします。

ただ、私がちょっと考えているのは、さっきの2番の問題です、やっぱり。計画に関与するという、この辺から扉をあけていくという問題ですよね。そうすると、議案で上がってくるものは、突然上がる前に何らかの説明があったりすべきものだろうと思いますので、そこら辺で扉があげば、今岡本委員がおっしゃったようなものは、少しは改善できる。

ただ、それは議論化されないとだめだし、勝手に僕らが行きませんというわけにもいかないんで、これはまた会派のご意見をきちっと頂戴した上で方向性を少し出す。それか、この委員会を残しておいたほうがいいのかというのであれば、また。

一番話題になっているのは国保ですよ。一番難しいのは国保だと思います。

はい、櫻井委員、どうぞ。

○部会員（櫻井清蔵君） こういうのは各委員会に入っておらんと情報が得られやんというのは、わしはわからんわ、その考え方が。こういうようなことをやっておるとい報告をするのは、行政側の議会に対する使命やと。だから、先ほども言わせてもろうたように、その関係する各委員長が行っておる部署について、その委員会で、この議会が会派制をとっておるのやで。確かに2人会派のところは入らん委員会があるかわからんけれども、一応各常任委員長が各委員会や審議会の中に入っておるのやで、その委員長に対して協議会を開いてくださいと。今、こんな案件で審議会ではこんな意見が出ていますけれども、議会の意見を聞かせてくださいと言うたら、今岡本委員が言われたような、どなたがおっしゃってみえるか知らんけれども、そういうような懸念は払拭できると思う。

ただし、苦になったのは、9番目の亀山市民生委員。民生委員は民生委員推薦会委員の組織は民生委員法第8条第2項第1号、市町村の議会の議員と規定されているため、これがあるもんで、これは何ぼ言うておっても、決まっておるんやで、この13上げてもろうた、唯一これぐらいと違うかな。ほかのは、今言われたように議案として上程されやんものであっても、住居表示なんかでは、当然住所変更のときは議会の議決が要るんやでな、ここに書いてあるわ。必ずこれ出てくるでな。民生委員だけは、法が決まっておるんやで、国が変わらんことにはあかんけれども、私の経験から言うと、昔、民生委員か何かの推薦のときに根回しが足らんとうちへ帰った議員がおったけど、当日に言うてさ。わしは聞いてらんといつたら、わしは言うたでとけんかした連中がおったけどさ。

今、岡本委員の会派の人のどなたが言われたか、おおよそ見当はつくけれども、この委員会に入らんとらな情報が得られやんということは、行政のほうが議会のほうへお願いしに来ないかんのか。審議

会ではこんな意見が出ておるけれども、参考までに、その担当の所管の委員会の委員に話を、どんな考えを持っておるか聞かせてもらえんやろうかと。根回しと言ったら言葉は悪いけど、これも一つの根回しになるんやでね。

そういうような懸念を持ってみえるというのは、そういうような考え方もあるのかなというて再認識させてもらうけど、ちょっとそれは僕はおかしいと思いますわ。

これは条例を変えないかんとおっしゃるけど、変えよと言ったらええのと違うの。この推進委員会の中で。議長に対して、ここの条例、これを市議会議員と、今言われたように識見を有する者に変えたら、別にどうしてもいって、そのときまた出すか出さんかは議長が議員みんなに相談することであって、特に僕はこの費用弁償の出てるやつはみんな削れとおっしゃるんやけどな。特にな。真っ先に削れと思っておるの。報酬をな。

○部会長（竹井道男君） 前田委員、どうぞ。

○部会員（前田 稔君） 私も、8番目の廃棄物減量等推進審議会、今ここの委員長として出ておるんですわ。来年度になると思いますけど廃棄物の報償金というのがありまして、その条例の改正を今審議しておるんですわ。多分、今年度末から来年度にその条例の改正が上がってくるんですよ。

やっぱりそれを審議しておって、自分とこの委員会でもあって、それをまた審議せんならん。そのとき、自分がここで意見を言って、それが通って行って、可となったときに、今度それが委員会で否決されたときは目も当てられやんで、おまえ一体何を審議してきたんやと。だから、想定できる意見はなるべく出そうと思ってるいろいろ言わせていただいておりますけど、非常にやりづらいのはあります。はっきり言って。

それで、部長にも言うたんです。非常にやりづらいと。できたらあんまり言いたくないんやけど、言うとかんと、おまえ行って何を言ってきたんだ、何をしておったんだと言われるといかんで、言いたいことだけ、思ったことだけ、議員さんから想定できるような、こんな質問が出るだろうと思うことは全て言わせてもらうわといっておるんですけどね。そうすると、部長のほうも、議員さんからそういう質問が出るのが想定できるのありがたいという意見を言うわけですわ。

だから、今も言っていますが、全協での報告はなるべく詳しく説明するようにはしていますけれども、やっぱり委員長として行っているというのはちょっとどうかとは思っています。

○部会長（竹井道男君） わかりました。

一番、このぎょうせいも書いてありますけど、だんだん時代が、役割が分かれてきているという、昔みたいに根回し型で議会の声も聞いてというのから二元代表制できちっと向かい合うという時代に切りかわってきたんで、また各党派の中でも一度いろんな議論をしていただいて、また議長とも相談しながら、最低でも市議会議員だけは削りたいなあという思いはあります。

これだけ削っておけば、櫻井委員おっしゃいましたように、その都度代表者会議なり集まってどうしようという議論にはなるんで、議案に載ったところの委員会までどうするのか、それから市議会議員と書いて、議案のところは一番重要なところなんで、少なくともここら辺の市議会議員は外すほうがいいんじゃないかなと、個人的にはそうずっと思っていますけど、ぎょうせいもそういう見解を出してきましたので、またいろんなご意見を。

さっき岡本委員がおっしゃった情報収集をどうするのかは、やっぱり委員会の運営をどう固めてい

くのか、それから理事者側がどこまで情報を出してくれるかという。それは根回しの情報ではなくて、審査するための情報ですよね。やっぱり事前に情報を出さないと、突然出されて議論もできないもので、その辺の出し方の問題、これは議運も関係するし、委員会の運営にも関係しますので、まず方向性が出たら、あと委員がおっしゃったような懸案をどうするのか。ある程度方向が出たら、それは正副委員長会議らに預けたほうが、実際やる委員会を運営している委員長さんで議論してもらほうが非常にありがたいというふうに思いますので、また10月にもう一度、結論めいたものをつくりたいと。それを受けて議長のほうにもお願いして、理事者との調整に入らせてもらおうと。

ただ、11月に改選ですもんで、これも日がないといえないんです。櫻井委員、どうぞ。

○部会員（櫻井清蔵君） 部会長もよくご存じだと思うけど、合併当初に斎場建設があったわね。その旧亀山市議会で斎場についていろんな議論をやってみえた。たまたま関と合併を平成17年1月11日にやって、関の者が入ってきた。旧亀山のやり方と旧関のやり方と違うたかわからんけどな、議会の中身が。

そのときの副市長が、私が意見を言うたら、参考までに聞かせてもろうときますわと言うたわけや、ここでな。何でやといたら、これは斎場建設検討委員会で検討された事項ですので、揺るがしがないというようなニュアンスで答弁しよったんや。その中で、参考までに聞かせてもろうておきますと言いなはったんだ。

わしは、そんなやり方ではやっておらんと。やっぱり建設当時から、信任されている町民からの代表からの意見も大事やけれども、それだけでは足らん部分もあるやろうと。だから、議会として当然予算から皆審議していかんならんのやで、議員としても市民から選ばれた人間として、ちょっとでもいいものをつくりたいという考え方を持っておるんだから、と私は言ったで、当時の副市長にきついことを言うたんです。

そんなことがあったとわしは思っておるんで。

○部会長（竹井道男君） 補足すると、あのときに当時の、委員会に入ってくれというのがありました。でも、代表者会議の決定は、出す必要はなしと。だから、出してないんです、議会から委員会に。当時、議長と委員長か何か、2人ぐらい要請があったんですけど、議長まで入ったらもっとあかんぞという話になって、この際もう出さんとこうと。それから一切受けてないんですよ、新しい要請に関しては、17年以降。だから、残っているのがこれだけなんです。17年以前に出している分だけが残っています。17年以降は、全て代表者会議の中では拒否になっています。出すなということなんです。ですから、もう古いんです、これは。だから、流れ的にはずうっと拒否をしています。

あとは、ここの市議会議員と書いてあるところをどう処理するのかさえまずやっていけば、あとはゆっくりゆっくりやっていったらいいというのが今の考えだと私は思いますけどね。

17年以降は、ほとんど多分ノーになっているはずですよ。ほとんど入っていないはずですよ。

はい、服部副委員長。

○副部会長（服部孝規君） この条例を変えるのを議員提案ではできやんのやろうか。

○部会長（竹井道男君） それも考えたんですけど……。

○副部会長（服部孝規君） 議長、どうですか、議員提案でもう。議会さえまとまれば、議提で。

○部会長（竹井道男君） それも事務局と話ししたんやけど、ぎょうせいもちょろっと言っていたのは、こっちが手を出すと向こうも手を出さへんかと。議会基本条例に手を出されたら困りませんか。

こっちが変えられるということは、向こうからも変えられますよね。否決はするんだけど、そういうけんかになるから、それはさっきの基本構想の話です。基本構想を入れてもいいと。ただし、同じことになりますよと。やり合いになるからややこしくなると。だから、妥協点を探りながら、少なくとも有識者にしておけば出さんでもいいわけですよ。市議会議員とある以上、全員が辞退すればいいわけですよ。

だから、事務局にとって全員が辞退すれば誰もおらんわなと思うわな。例えば竹井や服部委員や、22人全部が辞退すれば一切ここに行けなくなると。だから、ある人とある人が辞任届全員届けて全部出せば、行けなくなる、必然的に。これは変な話ですけどね。

○部会員（櫻井清蔵君） だけど、これ充て職のところがありますやろ。総務の委員長とか産建の委員長とか教民の委員長とか。

○部会長（竹井道男君） それも外せませうね。

○部会員（櫻井清蔵君） 委員各種、常任委員会の委員長がこうやって充てたんで、委員の中から、おまえ委員長に選んでやったのに行けと言われてたら、済みませんと行かんらんわな。

○部会長（竹井道男君） 充て職は代表者会議で決められますので、充て職で外してしまえば、それも可能です。ただ、やっぱりまずは議長に交渉していただく、決まればですよ。議長に交渉していただく。それで、最低でも市議会議員だけは削ってもらうというところから入れば、まあいけるかなあという気もするんですよ。

あとは代表者会議の中で、ケース・バイ・ケースでここは出そうという審査をしていただくというふうな流れをつくっていきたい。ただ、急に言って急にということもあるもので、まず皆さんの意向を聞いて、全員の方向性があらかた出さんでいいという、議会の総意が見えないと、多分議長も動いていただけないと思いますので、一度会派にお持ち帰り願って、資料もありますので、一遍見ていただいて、本当に要るかなというのがあれば、どうしても必要な意見はまた10月にお受けして、それを受けて調整したいと思います。

一度、全員渡せるように、この資料、きょうの資料は必要なら全部お渡しするようにしておきますので、一度会派の中でまた9月議会、忙しいときですので、終わった後でもちょっとご協議願えればと思います。

それから、もう1点、これは各市の状況がつけてあります。市によってはいっぱい入れているところもあるし、ほとんどない市もありますので、市によってばらばらということだけはわかりました。

ちょうど1時間ぐらいたちましたので、きょうは報告と内容の説明だけというふうに考えておりましたので、また一度お持ち帰りいただいて、会派の中で、特に委員派遣の問題については、どういう方向なのかだけまたお伺いできればと思います。それを受けて、次のステップに、議長のほうにはこれを持って行っていただいて、少し理事者側との協議に入りたいというふうに考えております。

多分方向的にはそんな雰囲気代表者会議でも流れてきますので、また一度きちっと確認だけを、議事録に残りますので、きちんと議事には残したいと思います。

きょうはなかなかわかりづらい説明で申しわけなかったんですけど、とりあえず19万円できょうせいとも契約ができましたし、少しそういうよその情報なんかも入れながら進めていこうという考えです。

それから、先ほどもちょっと申しましたが、基本構想の策定義務がなくなったということで、今後、

亀山市がどうされるのか、その動きを見ながら、私たちもまた動かなければならないということだけは、ぜひ皆様にもご認識だけをお願いしたいと思います。

○会長（小坂直親君） もうちょっと不十分なところもあるんですよ、これ調べ方が。あると思うんで、もう一度項目を調べてもろうて、これ見ておると都市計画審議会だけがどこの市も全部ずうっと派遣しておるんで、ほかはばらばらですわ。国保だとか総合計画審議会にはほとんど出しておらんで、ここらをずうっと今までのうちに合わせて、ほかの市と合わせてもろうて、出す以上はまとめて出さんと、これもあった、あれもあったではいかんで、十分項目を全部、逆に言うたら、必要なものだけを上げて、それ以外は全部上げないという方法もあるんで、その辺もちょっと仕分けをちゃんと、この際やったら必要な部分だけというのは少なくなるんで、上位法令、それからどうしても必要というところだけ以外は全部外していったほうが早いんで、逆もあるんで、必要なやつだけ以外は全部外すというふうにするのか、その辺はちょっとまとめていただきたい。

○部会長（竹井道男君） わかりました。ぎょうせいのアドバイスは、都市計画だけは入っておったほうが良いと言っていましたので、都市計画は議会は入っていたほうが良いんじゃないかと言っていました。

小坂会長。

○会長（小坂直親君） これはやっぱり専門的というのものもあるし、私はそれは思うんやけど、これ見ておると都市計画は全部入っていますわ、この中には。それ以外はばらつきですわ。

○部会長（竹井道男君） それは言っていました。そのほうが良いだろうとは言っていました。ちょっと私もそこは深くは聞かなかったんですけど、ケース・バイ・ケースからスタートするんかなと。ただ、絶対これは良いというところだけははっきり押さえていただけると、国保はやり玉に上がっていますので、特に国保も土地開発公社もちょっとなっていますし、行革はもうこれで出さないようになりましたので、少しその辺も含めてもしご意見があれば頂戴したいと。

一度、この各市と、鈴鹿は結構多いですけどね。多いところだと5名も6名も入っている委員会も市によってはあります。これは多分歴史がこうしているんだろうと思いますので、またぎょうせいの見解も含めて、一度各党派で読み合わせをしていただいて、少しマル・バツ、これは要る、これは要らないぐらいまで議論していただければ非常にありがたい。

服部副部会長。

○副部会長（服部孝規君） 社会福祉協議会なんかは、特に議会でなかなか議論にならないところが多いんで、ここへ行っていろいろ社会福祉協議会の中身を知るという意味では、私は必要なのかなと。こういうところでも行かんと、なかなか社会福祉協議会というのは議案として上がってこんもんで、わからんところがあるもんで、例えば委員長だけでも行っておくというのは、これは議決も、社会福祉協議会としての議決はあるけれども、いわゆる市としての議決ということではないもんで、議員がどうこうって、決算もそうだけど、議会で議決されてへんやろ。だから、そういう意味でいくと、議員がこれに出たから、議案に賛否をどうこうというようなことも出てこんもんで、こういうところは出ておってもいいのかなというふうには思います。

（発言する者あり）

○部会長（竹井道男君） とりあえず出さなきゃ出さない、何か要りますよね、大義が。例えば議案で上がってくるものは、別に議員に出さんでも、例えば協議会なんかを開いて、そこで丁寧に説明す

ればいいじゃないかと。意見も聞けよというような逃げ道というか、行政が言うんやったら委員会でそれを受けましょうと。折々来て、僕らも議論させてもらおうわというふうな、そうやれば一人の委員が言っているのをみんなで聞けば、もっといい意見が出るかもしれん。それは計画とも絡むんですよ。計画や答申の議会の関与と、議案で上がってくる、特に重要なものは、事前に調整をして聞いておくという、意見を差し挟むと。かといって、だから丸とか反対という意味じゃなくて、少し重なる部分も委員会として持っておけば、わざわざ委員を出さんでもいいんじゃないか。

ちょっと、私も都市計画に行っていますけど、やりづらいところもありますよね。

櫻井委員。

○部会員（櫻井清蔵君） 総合計画のときに、鈴木議員が言っておったんだけど、庁舎建設のことをしきりに会長が言われたと。だけど、かたくなにそれを行政のほうで拒否したと。総合計画のところへ書き込むのをな。これだけ言うても書かんのかという話があったみたいやに。

だから、思うように意見を言うてもらう人も、どこへ行っても同じメンバーばっかやんか、名簿を見たら。あれも何とかせないかんけど、しょうがないかもしれんがな。だけど、きつく言うた人の意見は取り入れやんと、自分らの都合のええように書き込むという悪い癖が行政にあるわけだ。だから、ここへ議会が入っていくと、もう議会も何も言えなくなるという心配をしておるんだけどな、僕は。

○会長（小坂直親君） 審議会は市長から諮問するわけやで、だから意見は聞くが、今言うのは諮問委員会は市長が、案を持っておってその中身を諮問をするのやから、意見が来たら、取り入れる、入れやんは市長が決めるわけやで、何ともならんわけや。あくまでも委員会へは諮問し、答申もらうわけやで、答申を尊重するかせんかは市長の判断になるので、その辺は難しい、審議会の場合は、普通の協議会とは違うので。

（発言する者あり）

○部会長（竹井道男君） その答申からそのままひとり歩きするケースがあるもんで、そこが我々の目のつけどころと。気をつけないと、答申書をいただきまして、この答申でとやられると全く口を挟めなくなる。だから、やっぱり計画や答申みたいなものは目を光らせて、事前にチェックできる体制があって、それから正式に議論をする。

○会長（小坂直親君） 報酬審議会なんかは、諮問って丸投げしとるわけやわな。白紙諮問しとる。これはまたおかしなことでき。総合計画なんかは案があって出すわけやけど、報酬審議会なんかは白紙諮問しとるわけやろ。そこら辺もおかしいわけやさ。諮問する以上は、市長としての諮問の案があって、それを諮問して答申もらうわけやろ。それを尊重するかせんのかは、執行部や。その辺がちょっと都合のいい審議会が多いわけやさ。

（発言する者あり）

○部会長（竹井道男君） 市民の声と称して成案されてくると、なかなか議会がそこに対して反論できなくなってきているという形で、そうなると議会は議会はどう防御するのかと、その声をね。

ですから、委員会の機能を強化して、委員会との議論ができる環境づくりができるのかどうか、それをまず行政側と調整して、そうしたら委員を抜いても、彼らがやる気になればできる。今はやる気がないから、極端には委員を出しておいて、声を聞いたという形が、きちっと受けるから持ってこいということで、そういう流れができないか。そうすると、答申や計画や、審議会からもらうことも、事前にちょっと意見を申し述べるチャンスがある。それは委員会にしておかないと、全員が投下され

ますからね。全員でやると賛否が割れてしまう。委員会なら全体のときに賛否分かれるかもしれないが。とりあえず委員会をうまく使って協議する場を何とかつけれないか、これを使って、ノーということできないだろうか。この前はそういう質問をしたんですけど、なかなか部長さんの答弁はかたくなにうんとは言わなかったので、ゆっくり崩していく、ゆっくり押し上げていく作業がこれから必要かなと。

ですから、きょうは投げただけですので、各会派の中でもう一度議論していただいて、ご意見を頂戴して、ある程度みんなの意向がまとまれば、また代表者会議でも開いていただいて、議長から調整していただくという流れをつくらせていただこうと思いますので、9月の議会が終わった後、早い段階でやらせていただきますので、10月中に結論を出さないと、11月に改選になりますよね。

条例は変えないにしても、方向性だけは10月中にきっちり出しておかないと、議長のほうに送付をお願いしようかなと考えておりますので、ぜひ会派の中でも、どんなご意見でも結構ですから、残すべきだ、残すとしたらこんなものは残してほしいというご意見は頂戴して、少し何論併記でも私はつくりますので、議事録として残しておくほうがいいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

1時間15分になりましたけれども、ちょっと忙しい9月議会の開会、ここで集まっていたいて本当にありがとうございました。

また、きょうの資料は全員配付をさせていただき準備をさせていただきますので、また忙しい議会中ですが、目を通しただいて。

それから、次回の開催についてはまた調整しますが、10月の早い段階で、10日ぐらいまでには、9月議会中に調整をさせていただきます。遅いと間に合いませんので、1週目、2週目あたりまでには開催をさせていただこうと考えております。その間、また議長で調整でできる範囲は調整させていただきますので、よろしくお願ひします。

特になければ、次は10月の初旬、10日ぐらいまでの開会ということをお願いをして、第7回の検討部会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

午後3時16分 閉 会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

平成 24 年 8 月 30 日

議会改革推進会議部会長 竹 井 道 男